

合併調整項目調整状況

事務事業番号	3165	専門部会名	民生	分科会名	廃棄物対策	担当部署	廃棄物対策課
事務事業名	ごみ集積所の設置及び補助金						
合併前の事務事業の状況							合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村				
【設置主体】 ・自治会 【補助率及び補助限度額】 ・該当なし 【維持管理主体】 ・自治会 【維持管理費用負担】 ・自治会	【設置主体】 ・区 【補助率及び補助限度額】 ・補助率 1 / 2 以内 ・補助限度額 50,000円 / 件 【維持管理主体】 ・区 【維持管理費用負担】 ・区	【設置主体】 ・町 【補助率及び補助限度額】 ・全額町費 【維持管理主体】 ・区 【維持管理費用負担】 ・区 (修繕は協議)	【設置主体】 ・村 【補助率及び補助限度額】 ・全額村費 【維持管理主体】 ・区 【維持管理費用負担】 ・村	合併時は現行のとおりとし、自治会・区への交付金等の取扱いと併せて、合併後3年以内に調整する。			
合併後調整内容【調整済】 ・平成19年6月14日の上田市廃棄物処理審議会からの答申を踏まえ、市民負担の公平化や効率的なごみ減量及び再資源化を進めるため、平成20年4月1日から統一を行う。 ・上田市ごみ集積所設置費補助金交付要綱(平成20年4月1日施行)に基づき全地域に拡大する。 (1)交付対象団体:自治会及び自治会の同意を得てごみ集積所設置した者 (2)補助対象:建設費5万円以上の新規及び老朽化による建替えに要する経費 (3)補助率・限度額:2分の1以内。1件につき5万円以内							